九―一二三―三〇　人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則　三一　二

一〇―四―二九　人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則　三一　二

○国家公安委員会

五　ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則　二六　110　五二

六　国家公安委員会個人情報管理規則の一部を改正する規則　三〇　二

○個人情報保護委員会

四　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則　二九　二

○原子力規制委員会

六　再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則　一94　八

訓　令

○内　閣　府

一三　内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令　八　三

告　示

○内　閣　府

一五七〇　有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針　二六　110　七〇

一五七一　個人情報の保護に関する法律の規定に基づき内閣総理大臣の権限の一部を委任する件　三〇　112　五

○内閣府、総務省

一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第七号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示　二九　111　一一

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十二条第一項の規定により提供すべき情報の属する年度を定める告示　二九　111　一三

○宮　内　庁

三　天皇皇后両陛下は栃木県へ行幸啓になる件　一　一

四　天皇皇后両陛下は第六十八回全国植樹祭に御臨場になる件　一　一

○国家公安委員会

二四　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件　一九　二

二五　国家公安委員会が所管する事業分野における個人情報保護に関する指針を廃止する件　三〇　二

○個人情報保護委員会

一一　特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）等の一部を改正する件　二九　二

一二　特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）等の一部を改正する件　二九　三

○金　融　庁

一七　保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件　二四　一

一八　金融分野における認定個人情報保護団体についての指針を定める件を廃止する件　三〇　二

○金融庁、法務省、財務省

五　社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　二六　110　七七

○消　費　者　庁

一〇　適格消費者団体を公示する件　二　一

一一　〃　一八　一

一二　〃　二九　三

○総　務　省

一六〇　その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を指定する件の一部を改正する件　九　二

一六一　特定国外派遣組織を指定する件　一〇　一

一六二　〃　一〇　一

一六三　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件　一二　二

一六四　労働力調査規則に基づく、調査票の様式を定める件　一二　100　五一

一六五　電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件の一部を改正する件　一五　一

一六六　地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく経営健全化計画の概要を公表する件　一六　二

一六七　郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインを定める件　一七　103　一九

一六八　信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインを定める件　一七　103　二四

一六九　特定国外派遣組織を指定する件　二四　一

一七〇　〃　二六　二

一七一　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　二九　111　一三

一七二　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　二九　111　一三

一七三　政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件　二九　111　一八

一七四　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件　二九　111　一八